

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、鍋島本村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 4 年 8 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	立川 克己	佐賀市鍋島六丁目10番10号	令和 4 年 3 月 31 日 退任
〃	上瀧 薫	〃 鍋島二丁目13番 6 号	〃
〃	横尾 春好	〃 鍋島町大字鍋島1364番地	〃
〃	今泉 満	〃 唐人一丁目 3 番 1 - 507 号 サークパスシティ中央大通	〃
〃	雪竹 史郎	〃 鍋島町大字鍋島1398番地	〃
監事	井手 治之	〃 〃 〃 683番地	〃
〃	古川 善己	〃 鍋島二丁目15番 2 号	〃
理事	立川 克己	〃 鍋島六丁目10番10号	令和 4 年 4 月 1 日 就任
〃	上瀧 薫	〃 鍋島二丁目13番 6 号	〃
〃	横尾 春好	〃 鍋島町大字鍋島1364番地	〃
〃	今泉 満	〃 唐人一丁目 3 番 1 - 507 号 サークパスシティ中央大通	〃
〃	雪竹 史郎	〃 鍋島町大字鍋島1398番地	〃
監事	井手 治之	〃 〃 〃 683番地	〃
〃	古川 善己	〃 鍋島二丁目15番 2 号	〃
〃	古賀 信幸	〃 鍋島町大字蛸久124番地	〃